

小値賀町議会第4回定例会 (第2日目)

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
副	町	谷	良	一
教	育	吉	勝	信
会	計	大	一	夫
総	務	中	久	也
住	民	西	敏	之
福	祉	植	慶	彦
産	業	中	克	幸
産	業	永	晴	宜
建	設	蛭	近	市
診	療	近	藤	進
教	育	田	川	信
農	業	尾	崎	三
委	員			
会	事			
務	務			
局	局			
長	長			

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
議	会	事	務	局	書	岩	坪	百	合

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第4回定例会

平成27年12月16日（水曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（ 浦 英明議員 ・ 横山弘藏議員 ）
- 第 2 議案第66号 小値賀町税条例等の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第67号 小値賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第70号 小値賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第71号 小値賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第72号 小値賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第73号 小値賀町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第75号 参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案

午前 10 時 00 分開議

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、5 番・浦 英明議員、6 番・横山弘藏議員を指名します。

日程第 2、議案第 66 号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） おはようございます。

議案第 66 号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例案について、提案理由を説明いたします。

国は、平成 26 年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度において、納税者の申請に基づき、換価の猶予をできるとする見直しが行われております。地方税の猶予制度につきましては、地方団体における実態等を踏まえ、平成 27 年度内に改正することとなっており、今回、本案を提案するものです。

主な内容については、納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災、その他の災害・盗難などにあつた時又は事業の廃止や休止した時などの、著しい損失を受けた場合に徴収猶予を受けることができるとする改正でございます。

また、担保を必要とする条件として、猶予を受けようとする金額が 50 万円を超え、かつ、猶予期間が 3 カ月を超える場合としております。

第 18 条の改正につきましては、改正行政不服審査法の施行に伴う文言調整のため、関係箇所を改正するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては、担当より説明をいたさせますので、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますよう、お願いいたします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（西村久之） それでは、内容の説明をいたします。

第 8 条は、徴収猶予等にかかる町の徴収金の分割納付または分割納入の方法について定めたもので、この要件につきましては、納税者または特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災、その他の災害・盗難、事業の廃止

や休止、または著しい損傷を受けた場合に、町税において徴収の猶予をすることができるというものでございます。

第9条は、徴収猶予の申請手続きについて定めたもので、申請書に記載する内容、該当する事実を証する書類、財産目録及び猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3カ月を超える場合の担保の提供に関する書類等の提出を義務づけたものでございます。

第10条は、徴収猶予の取り消しについて定めたものでございます。

第11条は、職権により換価の猶予の手續等について定めたもので、職権により差し押さえた財産を金銭に換えることの猶予について規定をしております。

第12条は、申請による換価の猶予の手續等について定めたもので、申請により差し押さえた財産を金銭に換えることの猶予について規定をしております。

第13条は、担保を徴する必要がない場合について定めたものです。

第18条は、改正行政不服審査法の施行に伴う文言の改正でございます。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議員

5番（浦 英明） 第8条の第2項に「猶予期間の延長」と書いてますけども、この期間の延長は大体どのくらいを想定しているのか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（西村久之） お答えします。

この期間は、最大1年でございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） 地方税法をネットで出して調べてみたんですけども、今言ったような1年ということも書いてあるんですけども、それとほかに合わせて最高2年までするという文言があったと思うんですけども、どこだったか忘れたんですけども、最高限2年間ということはないんですか。お尋ねします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（西村久之） お答えします。

延長の期間は1年でございますけども、それをまた徴収することができないという事情があった場合とか、申請があった場合には、それから1年を延長することができるという条例でございますので、最大で言いますと、再延長で2年間ということになります。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） 第9条の第1項、第6号、これはさっき説明をしましたけ

ども、猶予を受けようとする金額が 50 万円を超えるというふうに書いてますけども、この 50 万円の根拠についてお尋ねします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（西村久之） お答えします。

この 50 万円という金額につきましては、各自治体の実情に応じて定めることができるというふうになっておりますので、本町の場合は 50 万円と規定をいたしております。

議長（立石隆教） 根拠を聞いてるんですよね。だから、何故 50 としたのかと聞いてるんです。 住 民 課 長

住民課長（西村久之） 50 万円という根拠につきましては、今、お尋ねがありましたけども、何故 50 万円にしたかという、50 万円を超える場合にですね、資産の担保が必要になりますけども、その担保を必要とする時に 50 万円以下でも担保を必要とするのかなということで、いろいろ考えましたけども、50 万円を超える納税をしている方というのが、実際、小値賀町に 17 名ほどおります。20 名をきっておりますけども、その人たちを想定して、それ以下の人たちには担保を取る必要はないんじゃないかなということで話し合いをしまして、50 万円としました。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） その下の 2 項の第 4 号に、「書類」ということを書いてますけども、この地方税施行令をちょっと私が資料を出せなかったんで、具体的にどのようなものなのか。この書類の内容についてお尋ねします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（西村久之） 担保を必要とするものにつきましては、9 条の第 2 項に書いてますけども、「財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類」となっております。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） 4 頁の 11 条の第 3 項、第 2 号の、いわゆる分納書類ということを書いてますけども、この分納書類とはどういったものなのか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（西村久之） お答えします。

本税が例えば 100 万の場合は、これをどのようにして納税するかということで、双方相談の上、例えば 20 万ずつ 5 回納めるよとか、そういう話し合いのもとに作られる書類のことです。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） 滞納に関する分納ということで、そういった分納の書類を見

たことがあるんですけども、その滞納の分納という書類とはまた違うものか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（西村久之） 基本的には同じでございます。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） これは住民課に限らず、あちこち滞納は出てくるわけなんですけども、この分納の書類というのを各課で違ってるとなると、そういうのを統一はできないんですか。例えばできないとなれば致し方ないんですが、それについてお尋ねします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（西村久之） この件につきましては、うちの税以外ということでございますかね。税以外もということですか。ちょっと、税のほうは決まっておりますので、そのほかの、例えば住宅使用料とか、いろいろ滞納がありますけども、それを一緒にするかどうかということですよ？それはちょっと、今のところ私のほうでお答えすることはできません。

議長（立石隆教） 総 務 課 長

総務課長（中川一也） 議員がおっしゃることの趣旨は分かりますけども、例えば税については税のシステムの中にそういった様式等も入っておったり、債権管理条例というのを今度、作っているところではあるんですけども、様式の一部については、それぞれの例規で、規則で決めているところがございまして、しばらく検討させていただいて、もし統一できるようなものがあれば、できるだけ統一したいと思いますし、できないものはやっぱり別々の形になるかと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 66 号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 67 号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 67 号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について、提案理由を説明いたします。

地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成 27 年総務省令第 85 号)が平成 27 年 9 月 30 日に公布されております。これに伴いまして、前回の 6 月議会で議決されました小値賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じたので、今回提案するものです。

前回の条例改正では、2 条第 3 号及び第 4 号の改正をしておりましたが、これを改正しますと、法人関係の全ての税において、納付書及び納入書に法人番号関係の記載が必要となります。現在、国と国税当局との協議が継続中であり、全ての法人税関係について調整がついておりませんので、今回削除するものでございます。そのほかにつきましては、関係個所に法人番号関係の文言を追加するものでございます。

附則で、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては、担当より説明をいたさせますので、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますよう、お願いいたします。

議長(立石隆教) 住 民 課 長

住民課長(西村久之) それでは、内容の説明をいたします。

町長の提案理由でも申しましたように、法人関係全ての税にかかる納付書及び納入書において、法人番号関係の記載が国と国税当局とで、現在、協議中であり、平成 27 年 9 月 30 日に公布された分だけを改正するものでございます。

36 条の 2、第 9 項については、法人関係の町民税に係る申告書の文言の追加。

同じく 63 条の 2、第 1 項については、法人所有の家屋の固定資産税に係る文言の追加。

同じく 89 条、第 2 項、第 2 号については、法人所有の軽自動車税の減免申請に係る文言の追加。

139 条の 3、第 2 項第 1 号については、法人が取得した土地に係る特別土地保有税の減免申請に係る文言の追加でございます。

そのほかの改正につきましては、前回、6月議会で改正したとおりでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議員

5番（浦 英明） 今回初めて私もこういったのを見るんですけども、一部の改正のまた一部の改正ということで、これを例規集から引っ張り出して、私もどういふふうに変ったのかなと見ておったんですけども、例規集を見ても改正前の文言は出てきませんでした。要するに、この改正前の文言というのが、例規集に載ってる文を変えたのだと。そして今回また改正後はこういうふうになるんだと。こういうふうなものであるということが、大体分かったんですけども、大変苦慮しました。ちょっと分かりにくかったもんですからですね。この文言の書き方の中で、例えば36条の2、第9項中「寮等の所在」の下に「、法人番号…」とずっと続きますけども、これは縦書きであるから「～の下に」と書いてあると思うんですけども、今は横書きになってますんで、「～の次に」といふふうになるかと思えますけども、この傍線、アンダーラインの分ではないので、直接、条例とは関係ないような文言なので、それでいいのかなと思えますけども、確認のためにそこをちょっとお尋ねします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（西村久之） お答えします。

条例本文につきましては縦書きですので、これは新旧対照表でございますので、横書きにする場合には「次に」が正解かもしれませんが、本文につきましては「下に」といふふうになります。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

総務課長

総務課長（中川一也） 小値賀町の条例も、先ほど言いましたように横書きになっておりますので、今、議員のご指摘は、おっしゃるよう「次に」といふことで、それは住民課長のほうもあれなんですけど、国の準則等の関係もございましたんで、少しそこは確認をさせていただきたいと思えます。

それと条例が、紙ベースのものが差し替わるまでにちょっと時間がかかりますので、前回の改正分がまだ例規集に反映されておられませんので、その時間差がございますので、そういうことでご了解をいただきたいと思えます。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） せっかく課長がそこまで答弁していただきましたんで、丁寧にありがとうございます。それで、この改正前の分を一所懸命、私も、さっき

言ったごと、前の例規集から拾い出して見ておったんですけども、少し文言が変わったやつがありますけども、照らし合わせてみたら、例規集を見る、改正前のやつは今度は前の6月議会で変えたのを見る、これが間違いないか見る、そして今度は、そのアンダーラインが今度改正後に変わっているのか見るといったことで、知恵のない頭をだいぶ絞ってから、少し分からなくなってしまうところもあるんですけど、先ほども言ったようにですね。それで、例規集のやつは確か27年3月30日で終わってましたんで、今言われたように前回6月で変えた分、そして今回12月で改正した分、これを一緒にして、今度はその例規集の中に差し替えできると思うんですけども、大体それはいつ頃になるのかお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 確認をしてですね、何日に差し替えに、加除に来るのか、そういうことも含めて確認をしたいと思います。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 22 分 —
— 再 開 午 前 10 時 24 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第 4、議案第 70 号、小値賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第 5、議案第 71 号、小値賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第 6、議案第 72 号、小値賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案並びに日程第 7、議案第 73 号、小値賀町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例案は、関連がありますので、一括議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 4、議案第 70 号、日程第 5、議案第 71 号、日程第 6、議案第 72 号、日程第 7、議案第 73 号を一括議題とします。

議案第 70 号、議案第 71 号、議案第 72 号、議案第 73 号の提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西 浩三) ただいま一括上程されました議案第 70 号、71 号、72 号及び 73 号の提案理由をご説明いたします。

このたびの改正につきましては、4 議案いずれも、介護保険法の一部を改正する法律の施行によりまして、介護保険法の一部に条項ずれが生じたため、新旧対照表のとおり、条例中で引用されている部分を改正するもので、4 条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

附則で、いずれの条例も、公布の日から施行するとしております。

以上で、一括提案理由の説明を終わります。

慎重にご審議の上、適正な決定を賜りますよう、お願いいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第 70 号、小値賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例案につい

て、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第70号、小値賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、小値賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第71号、小値賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第71号、小値賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、小値賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第72号、小値賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 72 号、小値賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 72 号、小値賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 73 号、小値賀町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 73 号、小値賀町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 73 号、小値賀町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 75 号、参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 75 号、参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律が改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます

が、改正により条例に引用している条項がずれるために、改正をするものでありまして、2頁、新旧対照表のとおり、第2条第1項第4号中、「第29条第4項」を「第35条第4項」に改めるものであります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号、参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号、参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日12月17日は、定刻の午前10時から開議します。

本日は、これにて散会します。

ご苦労様でした。

— 午 前 10 時 35 分 散 会 —